3　地方税法施行規則第七条第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第二項第二号	［略］	［略］
前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの	［略］	［略］
外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［4　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3　地方税法施行規則第七条第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第二項第二号	［同上］	［同上］
前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの	［同上］	［同上］
外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

［4　同上］

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○総務省令第三号
財務省

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十四号）の施行に伴い、並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十三条の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

第三条第一項中「第一条の二第一項、第二項及び第五項、」を削り、同項の表第一条の二第一項及び第一条の二第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号の項を削り、同表第四条第一